

福祉医療費受給者証

☎ 保険課 後期高齢・福祉医療係 ☎72-2101(内線326)

6月号でお知らせした新制度が8月1日から始まります！ ～新しい「福祉医療費受給者証」をご確認ください～

将来にわたり必要な医療を安心して受けられる持続可能な制度とするため、8月1日診療分から福祉医療費給付金制度が一部見直されます。これに伴い、対象となる皆さまへ新しい受給者証を、所得制限超過や未申告により更新できない方には個別のお知らせ(通知)を、7月中に届くようにお送りしました。古い受給者証は処分し、8月1日からは新しい受給者証で受診してください。

① 高校生までのお子様

- ▶ **お届けしたもの** 新しい受給者証(水色)
- ▶ **ココが変わります** 8月1日診療分から、医療機関の窓口での負担金(1医療機関につき月500円)が**無償(0円)**になります。8月1日以降は、新しい受給者証を窓口に提示してください。

② 障がいのある方・ひとり親家庭の方

- ▶ **お届けしたもの** 所得制限内の世帯の方へ、新しい受給者証をお届けしています。
- ▶ **ココが変わります** これまで通院のみだった精神障害(手帳1・2級等)の方の**入院医療費**が、他の障害区分との公平性を図るため、新たに助成対象に加わります。また、制度の公平性と持続可能性を保つため、県基準の所得制限が導入されます。※所得制限超過となる方へは、受給者証の発送と同じタイミングで、個別のお知らせ(通知)をお送りしています。※18歳以下の子どもは、これまで同様に、所得に関係なく医療費助成を受けられます。

③ 75歳以上で住民税所得割非課税世帯だった方

- ▶ **お届けしたもの** 新しい受給者証
- ※助成内容は変わりません。高齢者医療制度の充実等に伴い、市独自の資格区分は終了となりますが、急激な負担増とならないよう段階的な経過措置がとられます。**令和8年度(最初の1年間)は、これまで通り変わらない内容で助成されますので、届いた受給者証をそのままお使いいただけます。**

【重要】すべての方へ共通の変更点

▶ 入院時の「食事代」の助成を終了します

在宅で療養されている方との公平性を保つため、入院時の食事代(標準負担額)への助成は、7月31日をもってすべての区分で終了となります。8月1日以降の入院については、食事代は自己負担となります。(保険適用の医療費の助成は今後も継続します。また、住民税非課税世帯などの低所得の方には、医療保険制度による減額措置があり、過度な負担にならないように配慮されています。)

▶ 所得の未申告にご注意ください

所得制限のある区分で、世帯の中に所得の確認ができない方(未申告)がいる場合は更新できません。対象と思われる方には、受給者証の発送と同じタイミングで個別のお知らせ(通知)をお送りしていますので、届きましたらお早めに税の申告をお願いします。

制度の詳しい内容や対象となる条件については、市ホームページに掲載していますので、**ご確認ください。**
(2分でわかる説明動画も掲載しています。)
⇒ 下記QRコードをご確認ください！



ホームページ



説明動画

現物	福祉医療費受給者証
公費負担者番号	
受給者番号	
住所	
氏名	
生年月日	年 月 日
入院医療費	
自己負担額	
保険調剤	
訪問看護	
在宅療養支援診療所	
入院時食事療養費	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
交付年月日	年 月 日

福祉医療費受給者証	
市町村番号	事業番号
受給者番号	
住所	長野県
氏名	
生年月日	年 月 日
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
摘要	
発行機関名及び印	長野県
交付年月日	年 月 日

後期高齢者医療資格確認書・資格情報のお知らせ

☎ 保険課 後期高齢・福祉医療係 ☎72-2101(内線327・328)

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人、および65歳以上75歳未満の人で加入を希望した人(障がい認定を受けた人)が対象(被保険者)になります。

8月1日から新しい資格確認書またはマイナ保険証で受診してください

新しい資格確認書または資格情報のお知らせを住民票に記載された住所、または設定されている送付先へ7月中旬に届くようにお送りしています。新しい資格確認書の色は「**紫色**」になります。

資格確認書または資格情報のお知らせがお手元に届きましたら、氏名・負担割合などの記載内容をご確認ください。

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限 令和8年7月31日	
交付年月日 令和8年 〇月 〇日	
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
住所	〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇
氏名	後期 太郎
性別	男
生年月日	昭和 〇年 〇月 〇日
資格取得年月日	令和 〇年 〇月 〇日
負担割合	〇割
発効期日	令和 〇年 〇月 〇日
制度区分	
発効期日	
長期入院該当	
特定医療区分	
発効期日	
保険者番号	
並びに	
保険者の	
名称及び印	長野県後期高齢者医療広域連合 印



後期高齢者医療資格確認書	
有効期限	
交付年月日	
被保険者番号	
住所	
氏名	
性別	
生年月日	
資格取得年月日	
負担割合	
発効期日	
制度区分	
発効期日	
長期入院該当	
特定医療区分	
発効期日	
保険者番号	
並びに	
保険者の	
名称及び印	長野県後期高齢者医療広域連合 印

後期高齢者医療資格情報のお知らせ	
あなたに加入する後期高齢者医療制度の資格情報を下記のとおりお知らせします。	
なお、このお知らせのみでは受診できません。	
資格取得年月日	
負担割合	
発効期日	
制度区分	
発効期日	
長期入院該当	
特定医療区分	
発効期日	
マイナ保険証をお持ちの方は、以下の二重コードからマイナ保険証は作成済みです。	
マイナ保険証をお持ちでない方は、以下の二重コードからマイナ保険証を作成してください。	
マイナ保険証をお持ちでない方は、マイナ保険証の作成をお願いします。	

▲ 令和8年7月31日まで 資格確認書(青色)

▲ 令和8年8月1日から 資格確認書(紫色)または資格情報のお知らせ

新しい資格確認書は8月1日からお使いいただけますので、7月31日までは青色の資格確認書を医療機関等へご提示くださいますようお願いいたします。有効期限の過ぎた資格確認書は、ご自身で裁断するなどして破棄してください。資格情報のお知らせは、顔認証付きカードリーダーがない等、オンライン資格確認のできない保険医療機関等にかかる時のみ、窓口にてマイナ保険証と併せて提示してください。なお、資格情報のお知らせのみを提示して医療機関等を受診することはできません。

85歳以上の方

- ➡ マイナ保険証の有無にかかわらず、資格確認書をお届けしています。

84歳以下の方で、マイナ保険証の利用回数の少ない方、マイナ保険証をお持ちでない方

- ➡ 資格確認書をお届けしています。

84歳以下の方で、下記①、②両方の条件を満たされている方

- ①マイナ保険証を過去1年間に6回以上利用されている方
- ②マイナ保険証を概ね直近3ヶ月以内に利用されている方
- ➡ 資格情報のお知らせをお届けしています。

黄色の封筒でお届けしていますので、必ず開封していただき、ご確認をお願いいたします。

